

事 務 連 絡
平成 28 年 12 月 15 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

保険薬局の指定等について

先般、「「保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について」（平成28年3月31日保医発0331第6号）により、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第2条の3第1項に規定する保険医療機関との一体的な構造に係る解釈が変更され、平成28年10月1日から適用されることとなったところであり、「保険薬局の指定について」（平成28年3月31日厚生労働省保険局医療課事務連絡）及び「保険薬局の指定等について」（平成28年8月10日厚生労働省保険局医療課事務連絡）において具体例等をお示したところ、取扱いに係る疑義解釈を別添のとおりとりまとめたので、保険薬局の指定等に係る業務に当たっての参考とされたい。

【一体的な構造関係】

(問1) 「保険薬局の指定等について」(平成28年8月10日厚生労働省保険局医療課事務連絡)の問2において、「公道等から保険薬局であることを目視により認識できない場合をいう。」とあるが、保険医療機関の敷地内に公共交通機関の路線バスの停留所が存在し、当該敷地内が当該バスの通行路になっている場合は、当該敷地内のバス運行路は「公道等」の「等」にあたるか。

(答) 保険医療機関の利用者以外の者の利用が想定される公共交通機関の路線バスが当該保険医療機関の敷地内を通行しており、敷地内に当該バス停留所が存在する場合においては、当該敷地内のバス通行路は公道に準じるものであり、「公道等」の「等」にあたると解される。

なお、今後、敷地内にバス停留所及びバス運行路が存在する具体的事案において、指定にあたり疑義が生じる場合については、保険局医療課へ確認されたい。

(問2) 「「保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について」(保医発0331第6号)における改正前においては、「保険医療機関と一体的な構造とは、保険薬局の土地又は建物が保険医療機関の土地又は建物と分離しておらず、公道又はこれに準ずる道路等を介さずに専用通路等により患者が行き来するような形態のもの」とされていたが、保険医療機関と保険薬局が同一の敷地内にあるが、公道等を介することにより患者が行き来できる構造となっているものについては、保険医療機関と一体的な構造にあたるか。

(答) 従来どおり一体的な構造にはあたらない。